

世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部
を改正する規則

世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成 26
年 9 月世田谷区規則第 76 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 6 号中「利用定員」の次に「（満 3 歳以上限定小規模保育事業者にあつて
は、満 3 歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第 8 条第 1 項第 3 号中「第 6 条の 3 第 10 項第 2 号」の次に「又は第 3 号」を加え
る。

附 則

この規則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。